

「SGEC/PEFC ジャパンによる PEFC 商標使用ライセンス の発行について」

SGEC 規準文書 6-2

理事会 2021

2021.3.30

SGEC/PEFC ジャパンによる PEFC 商標使用ライセンス の発行について

目次

- 1 適用範囲
- 2 規準的参考文書
- 3 用語と定義
 - 3.1 認定認証書
 - 3.2 PEFC が承認する認証書
- 4 ライセンス発行の条件
 - 4.1 一般的条件
 - 4.2 個別条件
- 5 ライセンス発行の手順
- 6 商標使用料金
- 7 ライセンスの有効期間
- 8 一回限りの PEFC 商標使用

規準 6-2 付属書 1 PEFC 商標使用契約書 様式 1-1、1-2、1-3、1-4

規準 6-2 付属書 2 PEFC 商標使用許可申請書 様式

規準 6-2 付属書 3 一回限りの PEFC 商標使用許可申請書 様式

書式を変更: フォント: 1 pt

書式変更: 右揃え

はじめに

この文書は、SGEC/PEFCジャパンが日本のPEFC認証管理団体としてPEFC GD 1004 : 2009「PEFC認証制度の管理運営」に基づきPEFC評議会との間に締結するPEFC認証制度の管理に関する契約により、PEFCの委任を受けてSGEC・森林管理者、SGEC-COC認証組織（企業等）またはPEFC-COC認証組織（企業等）に対してPEFC商標使用ライセンスを発行する場合の規準とする。

PEFC の商標（商標やラベル）は、持続可能に管理された森林、リサイクル材、または出処に問題のないその他の原材料からのものであるなど林産品の由来に関する情報を提供する。林産品の購入者や潜在的な購入者が環境やその他の事項を考慮した購入をする際に利用することが出来る。

PEFC 商標は、PEFC または SGEC/PEFC ジャパンによる PEFC 商標使用ライセンスに基づいてのみ使用できる。

1. 適用範囲

この文書は、PEFC商標使用規則（PEFC ST 2001:2020）に基づき適正な商標使用を目的とし、SGEC/PEFCジャパンによる商標使用ライセンスの発行について定める。

2. 基準的参照文書

- ・ PEFC ST 2002:2020 「森林および森林外樹木産品COC—要求事項」
- ・ PEFC ST 2001:2020 「PEFC 商標使用規則—要求事項」
- ・ PEFC GD 1004:2009 「PEFC 認証制度の管理運営」
- ・ PEFC GD 1005:2020 「PEFC 評議会による PEFC 商標ライセンスの発行」

3. 用語と定義

3.1 認証書

認証機関は認定機関からSGECまたはPEFCが認めた認定範囲で認定を受けた機関で、その発行する認証書には当該認定機関のシンボルが表示されてなければならない。

3.2 PEFC または SGEC/PEFC ジャパンが承認する認証書

SGEC/PEFC が承認する認証書は、次の条件を満たすものでなければならない。

- a) 森林管理認証書は、SGEC 認証制度（森林管理認証規格）に基づき、SGEC/PEFC ジャパンの公示を受けた認証機関が発行するもので有効期間内のもの。
- b) COC 認証書は、PEFC または SGEC 認証制度に基づき、PEFC または SGEC/PEFC ジャパンの公示を受けた認証機関が発行するもので有効期限内のもの。

注意書：PEFC 森林認証制度並びに森林管理および COC 認証規格は PEFC 評議会および SGEC/PEFC ジャパンのウェブサイトで購入可能。

4. ライセンス発行の条件

4.1 一般的条件

ライセンスを申請する組織（企業等）は下記の要件を満たさなければならない。

- a) 法人であること
- b) 申請者の身元やその他PEFC 評議会またはSGEC/PEFCジャパンが特定する情報に関し、PEFC 評議会またはSGEC/PEFCジャパンがこれを収集し、公開することに同意すること

4.2 特定の条件

森林管理認証書および COC 認証書は、前項 3.の要件を満たさなければならない。

使用者グループ A：PEFC 各国認証管理団体であり、下記を満たすもの

- a) PEFC 評議会の会員であること
- b) PEFC 評議会と PEFC 商標使用契約を締結していること

注（参考記載）：本使用者グループA項は、各国の認証管理団体（NGB）が「PEFC 商標を使用するための条件」であり、日本の NGB である（一社）緑の循環認証会議（SGEC/PEFC ジャパン）は、PEFC 評議会との間で PEFC 商標使用契約を締結済である。

使用者グループ B：森林所有者・管理者で下記の要件を満たすもの

- a) 前「3.2」の要件を満たす有効期限内の森林管理認証書を有すること
- b) PEFC 評議会と PEFC 商標使用契約を締結していること
但し、PEFC ライセンス契約は本文書に基づきPEFC評議会の委任を受けてSGECが代行する。以下同じ。

使用者グループ C：林産品関係産業で下記の要件を満たすもの

- a) 前「3.2」の要件を満たす有効期限内の COC 認証書を有すること。
- b) PEFC 評議会と PEFC 商標使用契約を締結していること（付属書1 様式 1-1）。

フランチャイズで業務するマルチサイト COC 認証書の保有者、または、サイトが共通の所有者、経営者、または組織的なリンクで結ばれている企業は、下記の条件を満たせば、マルチサイト認証書の対象範囲全体または一部をカバーする PEFC 商標使用マルチライセンスの申請のために SGEC/PEFC ジャパン（PEFC 評議会）との間に「SGEC 商標使用契約」を締結することができる。（付属書1 様式 1-2）

条件 a) 本部およびサイトが単一の法主体の一部である場合、または、

条件 b) 本部およびサイトが単一の経営者による単一の組織構成の企業の一部である場合。
なお、マルチサイト生産者グループ COC 認証書の部分を構成する独立法主体は、個別に商標
使用ライセンスを申請しなければならない。

使用者グループ Dのうち「**その他の使用者（小売業者を除く）**」は以下の a)、b)、c)を満たさなければならぬ。

- a) PEFC 商標使用者グループ A、B、C に分類されない組織、または、その他の主体であること。
- b) 以下に例示するような組織体であること。
組織体の例示：商工業組合、教育研究機関、認証機関、認定機関、政府機関、NGO 等
また、グループ D は、森林および森林外樹木製品の流通加工の連鎖の中にはあるものの、
COC 認証を取得していない次の組織もカバーする。
森林および森林外樹木製品の最終消費者である場合、または、
供給者による主張およびまたはラベルを製品上に添付して販売している場合
- c) SGEC/PEFC ジャパン（PEFC 評議会）との間で PEFC 商標使用契約を締結する。
(付属書 1 様式 1-3)

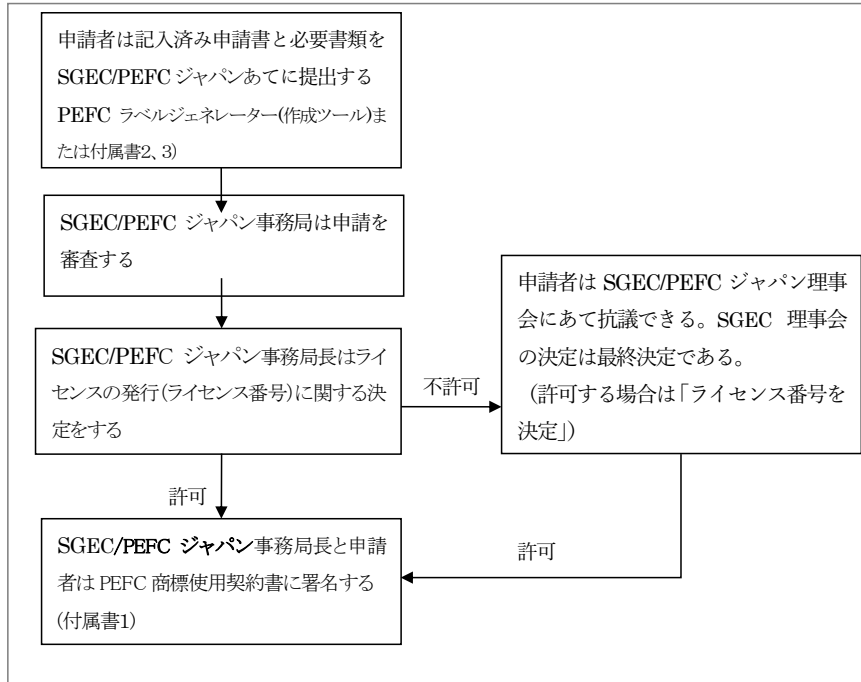
使用者グループ Dのうち、「**その他の使用者(小売業者およびブランドオーナー)**」は、以下の
a)、b) を実施しなければならない。

- a) PEFC 商標使用の目的が PEFC の目的と名声に相反しないことを確認する。
- b) SGEC/PEFC ジャパンとの間で PEFC 商標使用契約を締結する。((付属書 1 様式 1-4)

5. ライセンス発行の手順

SGEC/PEFC ジャパンは、日本の PEFC 認証管理団体として PEFC GD 1004:2009 「PEFC 認証制度の管理運営」に基づき PEFC 評議会との間に締結する PEFC 認証制度の管理に関する契約により、ライセンス発行を代行する。

図1：ライセンス発行のプロセス



6. 商標使用料金

当面定めない

7. ライセンスの有効期間

ライセンスは使用者グループ毎に下記の間有効である。

- a) 使用者グループA：契約書の有効期間
- b) 使用者グループB：当該森林管理認証書の有効期間
- c) 使用者グループC：当該 COC 認証書の有効期間
- d) 使用者グループD(その他の使用者(小売業者およびブランドオーナーを除く))：
契約書の有効期間
- e) 使用者グループD(その他の使用者(小売業者およびブランドオーナー))：
1年間、ただし自動更新可能

8. 一回限りの商標使用

PEFC 商標を報道記事や科学研究記事に使用する際は、PEFC ライセンス番号を使用または保持する必要はない。その他の目的の場合、PEFC 評議会は下記の条件で、製品外使用の目的で個別のライセンス

番号を使用しない PEFC 商標の一回限りの使用を許可することができる。(例：イベント)

- a) このライセンスは、単一の特定使用に限定されなければならない
- b) 使用は PEFC 評議会の目的および名声に抵触してはならない
- c) PEFC 商標は PEFC 評議会のライセンス番号とともに使用しなければならない。(PEFC/01-01-01)
- d) PEFC 商標とともに「SGEC-PEFC ジャパンの許可を得て使用しています」を明示しなければならない。

9. PEFC 商標使用ライセンスの申請

PEFC 商標使用の申請は、PEFC ラベルジェネレーター(作成ツール)を通して行わなければならない。

注意書き：PEFC ラベルジェネレーターの導入前に PEFC 商標使用を希望する者は、付属書 2 または付属書 3 の様式により SGEC/PEFC ジャパンに申請するものとする。

附則

施行日は、2021年6月1日とする。

(PEFC GD1005:2020「PEFC評議会によるPEFC商標ライセンスの発行」を踏まえて修正。修正の効力の発生日は2021年7月1日とする。)

(PEFC GD1005:2020「PEFC評議会によるPEFC商標ライセンスの発行」を踏まえて、修正。)

移行期限は2023年8月14日とする。

SGEC 規準文書 6-2

付属書 1

PEFC 商標使用契約書 - 見本(使用者グループ C、D)

「SGEC/PEFC ジャパン」は、日本の PEFC 認証管理団体として PEFC GD 1004:2009「PEFC 認証制度の管理運営」に基づき PEFC 評議会との間に締結した PEFC 認証制度の管理に関する契約により、PEFC 評議会の委任を受けている。SGEC/PEFC ジャパンが SGEC・森林管理認証(認証企業等)、SGEC-COC 認証組織(認証企業等)および PEFC・COC 認証組織(認証企業等)等に対して PEFC 商標使用ライセンス(以下「ライセンス」という。)の発行を行う場合の PEFC 商標使用契約書の様式は次によるものとする。

SGEC 規準文書 6-2 付属書 1 PEFC 商標使用契約書 様式

様式 1-1 使用者グループ C : COC 個別

様式 1-2 使用者グループ C : COC マルチサイト

様式 1-3 使用者グループ D : その他の使用者 (小売業者およびブランドオーナーを除く)

様式 1-4 使用者グループ D : その他の使用者(小売業者およびブランドオーナー)

付属書1 様式 1-1(使用者グループC : COC 個別)

**PEFC 商標使用契約書 使用者グループC:
COC 認証主体一別認証**

(1) **PEFC 森林認証制度相互承認プログラム** (Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes、登録所在地：ICC Building C、Route de Pre-Bois 20、1215, Geneva 15、Switzerland)、「以下「PEFC」と言う)の評議会(以下「PEFC 評議会」という。)との契約に基づき、日本における PEFC の商標使用契約に係る業務を代行する(一社) 緑の循環認証会議、(登録所在地：東京都千代田区永田町 2-4-3 永田町ビル 4 階) (以下「SGEC/PEFC ジャパン」と言う。)と

(2) **商標使用者の名称と住所** _____ (以下「商標使用者」と言う。) は、下記の条件において、以下の条項について合意した。

記

- 商標使用者は、PEFC ST2001:2020「商標使用規則—要求事項」が定める商標使用者グループCに属する COC 認証主体の商標使用者である。
- PEFC 評議会は登録商標である下記の PEFC 商標 (PEFC ロゴ：および PEFC イニシャル) の所有者であり、その著作権を有する。

PEFC ロゴ



PEFC イニシャル

- 商標使用者は、登録番号 PEFC/ _____ にて PEFC 商標の使用許可を受け、PEFC ST 2001:2020「商標使用規則—要求事項」の最新版および本契約書に従って PEFC 商標を製品上および製品外使用することを許可される。

第一条 引用規格

1. 以下の引用規格は、本契約書の一部を構成しており PEFC ウェブサイトで閲覧可能である。
PEFC ST 2001:2020「商標使用規則—要求事項」

PEFC ST 2002:2020 「森林および森林外樹木製品の COC—要求事項」

PEFC GD 1005:2020 「PEFC 評議会による PEFC 商標使用ライセンスの発行」

2. これらの引用規格は、現行、および、PEFC 評議会による将来の変更、を含め有効である。

第二条 本契約書の目的のための PEFC ST 2001:2020 「商標使用規則—要求事項」の定義の解釈

1. 製品外使用

PEFC 商標の製品上使用以外の使用であり、特定の製品または PEFC 認証森林由来の原材料に言及しないもの。

2. 製品上使用

製品を PEFC 認証原材料と関連づける PEFC 商標の使用、または、商標が購買者または一般消費者に製品が PEFC 認証原材料に関連していると受けとられ、または、理解されうる使用のことである。製品上使用には、直接的使用（PEFC 商標が有形製品上に使用される）、または、間接的使用（商標が有形製品に関連するがその製品上には使用されない）が可能である。

第三条 PEFC 商標の所有権

1. PEFC ロゴおよび PEFC イニシャルは著作権の対象であり、PEFC 評議会が所有する国際的な登録商標である。これらの著作権の対象の無許可使用は禁止されている。無認可使用の場合、SGEC/PEFC ジャパンは法的措置を取る権利を有する。

第四条 商標使用者の責務

1. 商標使用者は、現行の PEFC ST 2001:2020 「商標使用規則—要求事項」および PEFC 評議会によるその修正版に従って PEFC 商標を使用する責務を負う。
2. 商標使用者は、PEFC 評議会からの情報を常に更新し、PEFC 評議会による本規格の如何なる変更に対してもこれに適応する責務を負う。
3. 商標使用者は、商標使用者の身元情報および認証状態に関する如何なる変更についても直ちにおよび真実に則して SGEC/PEFC ジャパンに通知する責務を負う。
4. PEFC 商標使用者は、PEFC 評議会の要求に応じて、PEFC 商標のすべての製品上使用および製品外使用のリストを提供しなければならない場合がある。例えば、製品、製品の種類、生産単位またはその類似について自社の COC システムが許す限りの程度および正確性を以って細分化して提供する。

第五条 SGEC/PEFC ジャパンの責務

1. SGEC/PEFC ジャパンは、商標使用者に対して、本契約書に影響する PEFC 商標使用に関わる PEFC 評議会の規則や文書の変更を既知の最新電子メールのアドレス宛に通知する責務を負う。商標使用者が該当の変更不同意の場合、商標使用者は第七条項一項の規定に従って本契約書を終了することができる。
2. SGEC/PEFC ジャパンは、当事者双方による契約書への署名から 2 週間以内に商標使用者に対して PEFC ラベルジェネレーター（作成ツール）へのアクセスを提供する責務を負う。

第六条 罰則

1. SGEC/PEFC ジャパンは、商標の無許可使用者がその無許可使用が意図的でないことを証明しない場合、その無許可の商標使用が関連する製品の市場価値の 5 分の 1 に相当する日本円の金額の契約違反の罰金を課することができる。その場合、罰金の金額は 150 万円を上限とする。
2. SGEC/PEFC ジャパンは、本契約書への違反による PEFC 商標の使用に関して要求された罰金額を変更する権利を有する。その変更は、SGEC/PEFC ジャパンおよび商標の使用者の間の契約において、前者が後者に宛てて書面による通達をした後 90 日後に有効となる。

第七条 契約書の終了

1. 当事者の一方はどちらも既知の最新電子メールアドレスに宛てた 3 か月前の通知によって本契約書を終了することができる。
2. SGEC/PEFC ジャパンは、本契約書または PEFC ST 2001:2020「商標使用規則—要求事項」への違反の疑惑が調査された場合、その期間中に本契約書を一時的に即刻取り消すことができる。
3. PEFC 商標の乱用が検知された場合、または乱用の疑惑がある場合、SGEC/PEFC ジャパンは電子メールによって SGEC/PEFC ジャパンが保有する既知の商標使用者の最新アドレスに宛てた文書による説明の要請および本契約書の一時解消の通知を送付しなければならない。商標使用者によるメールの受領の確認および疑われた PEFC 商標の乱用に関する SGEC/PEFC ジャパンへの説明には、該当の電子メールが送付された日から 2 週間が与えられる。一時解消は、商標使用者が疑われた PEFC 商標の乱用に関する説明を、該当案件を調査する SGEC/PEFC ジャパンに提供してから最長 1 か月間有効である。万一乱用が確認された場合、該当の一時解消はさらに 3 か月延長される。この 3 か月の間に、商標使用者は該当の乱用を解消するための措置を実行しなければならない。3 か月後 SGEC/PEFC ジャパンは実行された是正措置とその結果を調べ、契約書の一時解消の決定を覆すか、または、商標契約書を明確に終了するかを決めることができる。どちらの場合においても、SGEC/PEFC ジャパンはその決定を文書によって商標使用者に通知しなければならない。
4. 疑惑の調査の一環として、SGEC/PEFC ジャパンが第 3 者からの苦情を受けた場合、または、本契

約書に違反があったことを信ずる理由を有する場合、SGEC/PEFC ジャパンは（自ら、または、代理として第3者への委託によって）商標使用者の業務を現場検査する権利を保持する。商標使用者は前述の検査に関わる費用およびそれに起因するその他の損害に関する責を負う。

5. SGEC/PEFC ジャパンは、認証機関による調査によって商標使用者が COC 認証に違反した疑惑がある場合は、即刻本契約書を終了することができる。その一時停止は認証機関が調査を終了するまで継続する。認証機関が該当の商標使用者の認証を維持することを決定した場合は、商標契約は再開される。逆の場合は、本商標契約書は認証書と同じ日付けを以って終了する。
6. SGEC/PEFC ジャパンは、本契約書のいずれかの条件または有効な PEFC ST 2001:2020「商標使用規則－要求事項」のいずれの部分かにおいて遵守されないことを信ずるに足る理由がある場合、または、商標使用者が PEFC に不名誉を及ぼすことがあった場合は、SGEC/PEFC ジャパンは即刻本契約書を終了することができる。
7. SGEC/PEFC ジャパンが認識した COC 認証書の有効性が取り下げまたは終了した場合は、同じ日付を以って PEFC 商標契約書も自動的に取り下げまたは終了する。
8. SGEC/PEFC ジャパンが認識した COC 認証書が一時停止された場合は、同じ日付を以って該当の一時停止が解消されるまで、PEFC 商標契約書も自動的に一時停止される。一時停止が解消し、COC 認証書が再び有効になった場合は、本契約書も認証書と同じ日付を以って有効となる。一時停止が終了または取り下げとなった場合、本契約書は認証書の終了または取り下げと同じ日付を以って自動的に終了する。
9. SGEC/PEFC ジャパンは、一時解消、または、終了が商標使用者に発生するいかなる費用または損害に関する責務を負わない。

第八条 データの扱い

1. 商標使用ライセンスを発行するために、SGEC/PEFC ジャパンは商標使用者に関する幾ばくかの個人情報収集することができる。収集される情報には、担当者の氏名、電子メールのアドレス、および電話番号が含まれる。この情報は PEFC 認証制度の通常の運営のために必要である。これらは PEFC 評議会および SGEC/PEFC ジャパンのウェブサイト上に公開され、PEFC 評議会および SGEC/PEFC ジャパンは認証の目的に限りこれらを第3者と共有することができる。これらは、消費者および第3者による商標ライセンスの有効性および認証製品の確認など PEFC 認証制度の確実な運営のために不可欠である。
2. 商標使用者の個人データは商標ライセンスの終了期限から5年間公開される。その後、データはライセンスの足跡を保持するために内部データベースに保存される。要請に応じて、PEFC 評議会および SGEC/PEFC ジャパンは保持する個人データに関する情報をライセンスの使用者に提供することができる。商標使用者は、この個人データにアクセスまたは検証し、いつでもこれを修正、訂正、または削除する権利を有する。商標使用者がこれらの保護権利のいずれかの行使を希望する場合、SGEC/PEFC ジャパンの info@sgec-pefc.jp に連絡することができる。

3. 本契約書への署名によって商標使用者はこのデータの扱い手順に合意する。商標使用者がこの情報の公開を望まない場合、該当ライセンスは取り消される。
4. PEFC 評議会および SGEC/PEFC ジャパンのデータの扱いに関する更なる詳細は PEFC 評議会および SGEC/PEFC ジャパンが提供する。

第九条 本契約書の期限

1. 本契約書は当事者双方による署名によって発効し、第七条の規定によって終了されない限り、認証書が有効である間有効である。

第十条 法の適用および裁判の場所

1. 本契約書は日本国の法に従う。
2. 本契約書に関わる紛争、訴訟は、最終的に且つ専ら日本国の裁判所の法廷に提訴される。

二部署名

東京

日付

日付

SGEC/PEFC ジャパン

事務局長

XXXXXX 会社

商標使用代表者

付属書1様式1-2(使用者グループC : COC マルチサイト)

PEFC 商標使用契約書グループC:
COC 認証主体ー マルチサイト
(PEFC ST 2002 : 2020 付属書2、2.3a 項)

(1) PEFC 森林認証制度相互承認プログラム (Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes、登録所在地 : ICC Building C、Route de Pre-Bois 20、1215、Geneva 15、Switzerland)、「以下「PEFC」と言う)の評議会(以下「PEFC 評議会」という。)との契約に基づき、日本における PEFC の商標使用契約に係る業務を代行する(一社) 緑の循環認証会議、(登録所在地 : 東京都千代田区永田町 2-4-3 永田町ビル4階) (以下「SGEC/PEFC ジャパン」と言う。)と

(2) 商標使用者 I の名称と住所 _____

商標使用者 II の名称と住所 _____

(以下、本契約書の対象となる各商標使用者を一行で記入のこと)

(以下「商標使用者」と言う。)は、下記の条件において、以下の条項について合意した。

記

- 商標使用者は、PEFC ST 2001 「商標使用規則ー要求事項」が定める商標使用者グループ C : COC 認証主体の商標使用者である。
- 商標使用者として記述された各組織は、本契約書の履行に共同責任を負う。組織の一者が要求事項を遵守しない、および/または、一者に関して本契約書が一時停止または終了するような場合は、本契約書は商標使用者として定められたすべての組織に関して一時停止または終了される。
- PEFC は登録商標である下記の PEFC 商標 (PEFC ロゴ : および PEFC イニシャル) の所有者であり、その著作権を有する。

PEFC ロゴ



PEFC イニシャル

- 商標使用者は、登録番号 PEFC / _____ にて PEFC 商標の使用許可を受け、PEFC ST 2001:2020 「商標使用規則-要求事項」の最新版および本契約書に従って PEFC 商標を製品上および製品外使用することを許可される。

第一条 引用規格

1. 以下の引用規格は、本契約書の一部を構成しており、PEFC ウェブサイトで閲覧可能である。
PEFC ST 2001:2020 「商標使用規則—要求事項」
PEFC ST 2002:2020 「森林および森林外樹木製品の COC—要求事項」
PEFC GD1005:2020 「PEFC 評議会による PEFC 商標使用ライセンスの発行」
2. これらの引用規格は、現在述べられている状態、および、PEFC 評議会による将来の変更を含め有効である。

第二条 本契約書の目的のための PEFC ST 2001:2020 「商標使用規則—要求事項」の定義の解釈

1. 製品外使用

PEFC 商標の製品上以外での使用であり、特定の製品または PEFC 認証森林由来の原材料に言及しないもの。

2. 製品上使用

製品を PEFC 認証原材料と関連づける PEFC 商標の使用、または、商標が購買者または一般消費者に製品が PEFC 認証原材料に関連していると受けとられ、または、理解されうる使用のことである。製品上使用には、直接的な使用（PEFC 商標が有形製品上に使用される）、または、間接的な使用（商標が有形製品に関連するがその製品上には使用されない）が可能である。

第三条 PEFC 商標の所有権

1. PEFC ロゴおよび PEFC イニシャルは著作権の対象であり、PEFC が所有する国際的な登録商標である。これらの著作権の対象の無許可使用は禁止されている。無認可使用の場合、SGEC/PEFC ジャパンは法的措置を取る権利を有する。

第四条 商標使用者の責務

1. 商標使用者は、現行の PEFC ST 2001:2020 「商標使用規則—要求事項」および PEFC 評議会によるその修正版に従って PEFC 商標を使用する責務を負う。
2. 商標使用者は、PEFC 評議会からの情報を常に更新し、PEFC 評議会による本規格の如何なる変更に対してもこれに適応する責務を負う。
3. 商標使用者は、商標使用者の身元情報および認証状態に関する如何なる変更についても直ちに、および、真実に則して SGEC/PEFC ジャパンに通知する責務を負う。
4. 商標使用者は、PEFC 評議会の要求に応じて、自社の COC システムで対応可能な限りで、例えば、

製品、製品の種類、生産単位またはその類似などに細分化して、PEFC 商標の製品上使用および製品外使用のリストを提供しなければならない場合がある。

第五条 SGEC/PEFC ジャパンの責務

1. SGEC/PEFC ジャパンは、商標使用者に対して、本契約書に影響する PEFC 商標使用に関わる PEFC 評議会の規則や文書の変更を既知の最新電子メールのアドレス宛に通知する責務を負う。商標使用者が該当の変更不同意の場合、商標使用者は第七条項一項の規定に従って本契約書を終了することができる。
2. SGEC/PEFC ジャパンは、当事者双方による契約書への署名から 2 週間以内に商標使用者に対して PEFC ラベルジェネレーター（作成ツール）へのアクセスを提供する責務を負う。

第六条 罰則

1. SGEC/PEFC ジャパンは、商標の無許可使用者がその無許可使用が意図的でないことを証明しない場合、その無許可の商標使用に関連する製品の市場価値の 5 分の 1 に相当する日本円の金額の契約違反の罰金を課することができる。その場合、罰金の金額は 150 万円を上限とする。
2. SGEC/PEFC ジャパンは、本契約書への違反による PEFC 商標の使用に関して要求された罰金額を変更する権利を有する。その変更は、SGEC/PEFC ジャパンおよび商標の使用者の間の契約において、前者が後者に宛てて書面による通達をした後 90 日後に有効となる。

第七条 契約書の終了

1. 当事者の一方はどちらも既知の最新電子メールアドレスに宛てた 3 か月前の通知によって本契約書を終了することができる。
2. SGEC/PEFC ジャパンは、本契約書または PEFC ST 2001:2020「商標使用規則—要求事項」への違反の疑惑が調査された場合、その期間中に本契約書を一時的に即刻取り消すことができる。
3. PEFC 商標の乱用が検知された場合、または乱用の疑惑がある場合、SGEC/PEFC ジャパンは電子メールによって PEFC が保有する既知の商標使用者の最新アドレスに宛てた文書による説明の要請および本契約書の一時解消の通知を送付しなければならない。商標使用者によるメールの受領の確認および疑われた PEFC 商標の乱用に関する SGEC/PEFC ジャパンへの説明には、該当の電子メールが送付された日から 2 週間が与えられる。一時解消は、商標使用者が疑われた PEFC 商標の乱用に関する説明を、該当案件を調査する SGEC/PEFC ジャパンに提供してから最長 1 か月間有効である。万一乱用が確認された場合、該当の一時解消はさらに 3 か月延長される。この 3 か月の間に、商標使用者は該当の乱用を解消するための措置を実行しなければならない。3 か月後 SGEC/PEFC ジャパンは実行された是正措置とその結果を調べ、契約書の一時解消の決定を覆すか、または、商標契約書

を明確に終了するかを決めることができる。どちらの場合においても、SGEC/PEFC ジャパンはその決定を文書によって商標使用者に通知しなければならない。

4. 疑惑の調査の一環として、SGEC/PEFC ジャパンが第 3 者からの苦情を受けた場合、または、本契約書に違反があったことを信ずる理由を有する場合、SGEC/PEFC ジャパンは（自ら、または、代理として第 3 者への委託によって）商標使用者の業務を現場検査する権利を保持する。商標使用者は前述の検査に関わる費用およびそれに起因するその他の損害に関する責を負う。
5. SGEC/PEFC ジャパンは、認証機関による調査によって商標使用者が COC 認証に違反した疑惑がある場合は、即刻本契約を終了することができる。その一時停止は認証機関が調査を終了するまで継続する。認証機関が該当の商標使用者の認証を維持することを決定した場合は、商標契約は再開される。逆の場合は、本商標契約書は認証書と同日付けを以て終了する。
6. SGEC/PEFC ジャパンは、本契約書のいずれかの条件または有効な PEFC ST 2001:2020「商標使用規則—要求事項」のいずれの部分かにおいて遵守されないことを信ずるに足る理由がある場合、または、商標使用者が PEFC に不名誉を及ぼすことがあった場合は、SGEC/PEFC ジャパンは即刻本契約を終了することができる。
7. PEFC 認識 COC 認証書の有効性が取り下げまたは終了した場合は、同じ日付を以て PEFC 商標契約も自動的に取り下げまたは終了する。
8. SGEC/PEFC ジャパンが承認した COC 認証書が一時停止された場合は、同じ日付を以て該当の一時停止が解消されるまで、PEFC 商標使用契約も自動的に一時停止される。一時停止が解消し、COC 認証書が再び有効になった場合は、本契約も認証書と同じ日付を以て有効となる。一時停止が終了または取り下げとなった場合、本契約は認証書の終了または取り下げと同じ日付を以て自動的に終了する。
9. SGEC/PEFC ジャパンは、一時解消、または、終了が商標使用者に発生するいかなる費用または損害に関する責務を負わない。

第八条 データの扱い

1. 商標ライセンスを発行するために、SGEC/PEFC ジャパンは商標使用者に関する幾ばくかの個人情報を収集することができる。それらの収集される情報には、担当者の氏名、電子メールのアドレス、および電話番号が含まれる。この情報は PEFC 認証制度の通常の運営のために必要である。これらは PEFC 評議会のウェブサイトおよび SGEC/PEFC ジャパンのウェブサイト上に公開され、PEFC 評議会および SGEC/PEFC ジャパンは認証の目的に限りこれらを第 3 者と共有することができる。これらは、消費者および第 3 者による商標ライセンスの有効性および認証製品の確認など PEFC 認証制度の確実な運営のために不可欠である。
2. 商標使用者の個人データは商標ライセンスの終了期限から 5 年間公開される。その後、データはライセンスの足跡を保持するために内部データベースに保存される。要請に応じて、SGEC/PEFC ジャパンは保持する個人データに関する情報をライセンスの使用者に提供することができる。商標使用者は、

この個人データにアクセスまたは検証し、いつでもこれを修正、訂正、または削除する権利を有する。商標使用者がこれらの保護権利のいずれかの行使を希望する場合、SGEC/PEFC ジャパンの info@sgec-pefc.jp に連絡することができる。

3. 本契約書への署名によって商標使用者はこのデータの扱い手順に合意する。商標使用者がこの情報の公開を望まない場合、該当ライセンスは取り消される。
4. PEFC 評議会および SGEC/PEFC ジャパンのデータの扱いに関する更なる詳細は PEFC 評議会またはおよび SGEC/PEFC ジャパンが提供する。

第九条 本契約書の期限

1. 本契約は当事者双方による署名によって発効し、第七条の規定によって終了されない限り、認証書が有効である間有効である。

第十条 法の適用および裁判の場所

1. 本契約書は日本国の法に従う。
2. 本契約書に関わる紛争、訴訟は、最終的に且つ専ら日本国の裁判所の法廷に提訴される。

二部署名

東京
日付

日付

SGEC/PEFC ジャパン
事務局長

XXXXXX 会社
商標使用代表者

付属書 I 様式 1-3(使用者グループ D その他使用者)

**PEFC 商標使用契約書グループ D:
その他使用者**

(1) PEFC 森林認証制度相互承認プログラム (Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes、登録所在地：ICC Building C、Route de Pre-Bois 20、1215, Geneva 15、Switzerland)、「以下「PEFC」と言う)の評議会(以下「PEFC 評議会」という。)との契約に基づき、日本における PEFC の商標使用契約に係る業務を代行することに合意している。(一社) 緑の循環認証会議、(登録所在地：東京都千代田区永田町 2-4-3 永田町ビル 4 階) (以下「SGEC/PEFC ジャパン」と言う。)と

(2) 商標使用者 I の名称と住所 _____

商標使用者 II の名称と住所 _____

(以下、本契約書の対象となる各商標使用者を一行で記入のこと)

(以下「商標使用者」と言う。)、は、下記の条件において、以下の条項について合意した。

記

- 商標使用者は、PEFC ST 2001:2020 「商標使用規則-要求事項」が定める商標使用者グループ D 「その他使用者」に属する商標使用者である。
- 商標使用者として記述された組織のそれぞれは、各々が共同して本契約書のいずれかおよびすべての権利および責務の実行に関する責務を負う。組織の一方が要求事項を充足しない場合、および/または本契約書が当事者組織の一方のために一時解消または終了した場合、本契約書は商標使用者として定められたすべての組織に関して一時解消または終了されなければならない。
- PEFC 評議会は登録商標である下記の PEFC 商標 (PEFC ロゴ：および PEFC イニシャル) の所有者であり、その著作権を有する。

PEFC ロゴ



PEFC イニシャル

- 商標使用者は、登録番号 PEFC/ _____ にて PEFC 商標の使用許可を受け、PEFC ST 2001:2020 「商標使用規則-要求事項」の最新版および本契約書に従って PEFC 商標を製品外使用す

ることを許可される。

第一条 引用規格

1. 以下の引用規格は、本契約書の一部を構成しており、PEFC ウェブサイトで閲覧可能である。
PEFC ST 2001:2020 「商標使用規則—要求事項」
PEFC GD1005:2020 「PEFC による PEFC 商標使用ライセンスの発行」
2. これらの引用規格は、現在述べられている状態、および、PEFC 評議会による将来の変更を含め有効である。

第二条 本契約書の目的のための PEFC ST 2001:2020 「商標使用規則—要求事項」の定義の解釈

1. 製品外使用

PEFC 商標の製品上使用以外の使用であり、特定の製品または PEFC 認証森林由来の原材料に言及しないもの。

2. 製品上使用

製品を PEFC 認証原材料と関連づける PEFC 商標の使用、または、商標が購買者または一般消費者に製品が PEFC 認証原材料に関連していると受けとられ、または、理解されうる使用のことである。製品上使用には、直接的使用（PEFC 商標が有形製品上に使用される）、または、間接的使用（商標が有形製品に関連するがその製品上には使用されない）が可能である。

第三条 PEFC 商標の所有権

1. PEFC ロゴおよび PEFC イニシャルは著作権の対象であり、PEFC 評議会が所有する国際的な登録商標である。これらの著作権の対象物を許可なくして使用することは禁止されている。無認可使用の場合、SGEC/PEFC ジャパンは法的手続きを取る権利を有する。

第四条 商標使用者の責務

1. 商標使用者は、現行の PEFC ST 2001:2020 「商標使用規則—要求事項」および、PEFC 評議会によるその修正版に従って PEFC 商標を使用する責務を負う。
2. 商標使用者は、PEFC 評議会からの情報を常に更新し、PEFC 評議会による本規格の如何なる変更に対してもこれに適応する責務を負う。
3. 商標使用者は、商標使用者の身元情報に関する如何なる変更についても直ちにおよび真実に則して SGEC/PEFC ジャパンに通知する責務を負う。

4. 商標使用者は、SGEC/PEFC ジャパンの要求に応じて、PEFC 商標のすべての製品外使用のリストを提供しなければならない場合がある。

第五条 SGEC/PEFC ジャパンの責務

1. SGEC/PEFC ジャパンは、商標使用者に対して、本契約書に影響する PEFC 商標使用に関わる PEFC 評議会および SGEC/PEFC ジャパンの規則や文書の変更を既知の最新電子メールのアドレス宛に通知する責務を負う。商標使用者が該当の変更に同意しない場合、商標使用者は第七条項一項の規定に従って本契約書を終了することができる。
2. SGEC/PEFC ジャパンは、当事者双方による契約書への署名から 2 週間以内に商標使用者に対して PEFC ラベルジェネレーター（作成ツール）へのアクセスを提供する責務を負う。

第六条 罰則

1. SGEC/PEFC ジャパンは、商標の無許可使用者がその無許可使用が意図的でないことを証明しない場合、その無許可の商標使用が関連する製品の市場価値の 5 分の 1 に相当する日本円の金額の契約違反の罰金を課することができる。その場合、罰金の金額は 150 万円を上限とする。
2. SGEC/PEFC ジャパンは、本契約書への違反による PEFC 商標の使用に関して要求された罰金額を変更する権利を有する。その変更は、SGEC/PEFC ジャパンおよび商標の使用者の間の契約において、前者が後者に宛てて書面による通達をした後 90 日後に有効となる。

第七条 契約の終了

1. 当事者の一方はどちらも既知の最新電子メールのアドレスに宛てた 3 か月前の通知によって本契約を終了することができる。
2. SGEC/PEFC ジャパンは、本契約書または PEFC ST 2001:2020 「商標使用規則-要求事項」への違反の疑惑が調査された場合、本契約を一時的に即刻取り消すことができる。
3. PEFC 商標の乱用が検知された場合、または乱用の疑惑がある場合、SGEC/PEFC ジャパンは電子メールによって PEFC が保有する既知の商標使用者の最新アドレスに宛てた文書による説明の要請および本契約書の一時解消の通知を送付しなければならない。商標使用者によるメールの受領の確認および疑われた PEFC 商標の乱用に関する SGEC/PEFC ジャパンへの説明には、該当の電子メールが送付された日から 2 週間が与えられる。一時解消は、商標使用者が疑われた PEFC 商標の乱用に関する説明を、該当案件を調査する SGEC/PEFC ジャパンに提供してから最長 1 か月間有効である。万一乱用が確認された場合、該当の一時解消はさらに 3 か月延長される。この 3 か月の間に、商標使用者は該当の乱用を解消するための措置を実行しなければならない。3 か月後 SGEC/PEFC ジャパンは実行された是正措置とその結果を調べ、契約書の一時解消の決定を覆すか、または、商標契約書を明確に終了するかを決めることができる。どちらの場合においても、SGEC/PEFC ジャ

パンはその決定を文書によって商標使用者に通知しなければならない。

4. 疑惑の調査の一環として、SGEC/PEFC ジャパンが第3者からの苦情を受けた場合、または、本契約書に違反があったことを信ずる理由を有する場合、SGEC/PEFC ジャパンは（自ら、または、代理として第3者への委託によって）商標使用者の業務を現場検査する権利を保持する。商標使用者は前述の検査に関わる費用およびそれに起因するその他の損害に関する責を負う。
5. SGEC/PEFC ジャパンは、商標使用者がPEFC ST 2001:2020「PEFC 商標使用規則—要求事項」が遵守されない、または、商標使用者がロゴに不名誉を及ぼすと信ずる事由がある場合は、即刻本契約書を終了することができる。
6. SGEC/PEFC ジャパンは、一時解消、または、終了が商標使用者に発生するいかなる費用または損害に関する責務を負わない。

第八条 データの扱い

1. 商標ライセンスを発行するために、SGEC/PEFC ジャパンは商標使用者に関する幾ばくかの個人情報収集することができる。それらの収集される情報には、担当者の氏名、電子メールのアドレス、および電話番号が含まれる。この情報はPEFC 認証制度の通常の運営のために必要である。これらはPEFC のウェブサイトおよびSGEC/PEFC ジャパンのウェブサイト上に公開され、PEFC 評議会およびSGEC/PEFC ジャパンは認証の目的に限りこれらを第3者と共有することができる。これらは、消費者および第3者による商標ライセンスの有効性および認証製品の確認などPEFC 認証制度の確実な運営のために不可欠である。
2. 商標使用者の個人データは商標ライセンスの終了期限から5年間公開される。その後、データはライセンスの足跡を保持するために内部データベースに保存される。要請に応じて、SGEC/PEFC ジャパンは保持する個人データに関する情報をライセンスの使用者に提供することができる。商標使用者は、この個人データにアクセスまたは検証し、いつでもこれを修正、訂正、または削除する権利を有する。商標使用者がこれらの保護権利のいずれかの行使を希望する場合、SGEC/PEFC ジャパンの info@sgec-pefc.jp に連絡することができる。
3. 本契約書への署名によって商標使用者はこのデータの扱い手順に合意する。商標使用者がこの情報の公開を望まない場合、該当ライセンスは取り消される。
4. SGEC/PEFC ジャパンのデータの扱いに関する更なる詳細はSGEC/PEFC ジャパンが提供する。

第九条 本契約書の期限

1. 本契約は当事者双方による署名によって発効し、第七条の規定によって終了されない限り有効である。

第十条 法の適用および裁判の場所

1. 本契約書は日本国の法に従う。
2. 本契約書に関わる紛争、訴訟は、最終的に且つ専ら日本国の裁判所の法廷に提訴される。

二部署名

東京

日付

日付

SGEC/PEFC ジャパン
事務局長

XXXXXX 会社
商標使用代表者

付属書1様式1-4 使用者グループD:小売業者およびブランドオーナー

PEFC 商標使用契約書 使用者グループD:
小売業者およびブランドオーナー

- (1) **PEFC 森林認証制度相互承認プログラム** (Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes、登録所在地: ICC Building C、Route de Pre-Bois 20、1215, Geneva 15、Switzerland)、(以下「PEFC」と言う。)の評議会(以下「PEFC 評議会」という。)との契約に基づき、日本における PEFC の商標使用契約に係る業務を代行することに合意している。(一社) 緑の循環認証会議、(登録所在地: 東京都千代田区永田町 2-4-3 永田町ビル 4 階) (以下「SGEC/PEFC ジャパン」と言う。)と
- (2) **商標使用者 I の名称と住所** _____
商標使用者 II の名称と住所 _____
(以下、本契約書の対象となる各商標使用者を一行で記入のこと)、
(以下「商標使用者」と言う。)は、下記の条件において、以下の条項について合意した。

記

- 商標使用者は、PEF ST 2001:2020 「商標使用規則-要求事項」が定める商標使用者グループD に属する「その他の商標使用者」のうちの「小売業者およびブランドオーナー」である。
- 商標使用者として記述された組織のそれぞれは、各々が共同して本契約書のいずれかおよびすべての権利および責務の実行に関する責務を負う。組織の一つが要求事項を充足しない場合、および/または本契約書が当事者組織の一つのために一時解消または終了した場合、本契約書は商標使用者として定められたすべての組織に関して一時解消または終了されなければならない。
- PEFC 評議会は登録商標である下記の PEFC 商標 (PEFC ロゴ: および PEFC イニシャル) の所有者であり、その著作権を有する。

PEFC ロゴ



PEFC イニシャル

- 商標使用者は、登録番号 PEFC/ _____ にて PEFC 商標の使用許可を受け、PEFC ST 2001:2020 「商標使用規則-要求事項」の最新版および本契約書に従って PEFC 商標を間接的製品上

使用および製品外使用することを許可される。

第一条 引用規格

1. 以下の引用規格は、本契約書の一部を構成しており PEFC ウェブサイトで閲覧可能である。

PEFC ST 2001:2020 「商標使用規則—要求事項」

PEFC GD 1005:2020 「PEFC 評議会による PEFC 商標使用ライセンスの発行」

2. これらの引用規格は、現行および PEFC による将来の変更を含め有効である。

第二条 本契約書の目的のための PEFC ST 2001:2020 「商標使用規則—要求事項」の定義の解釈

1. 製品上使用

製品を PEFC 認証原材料と関連づける PEFC 商標の使用、または、商標が購買者または一般消費者に製品が PEFC 認証原材料に関連していると受けとられ、または、理解されうる使用のことである。製品上使用には、直接的な使用（PEFC 商標が有形製品上に使用される）、または、間接的な使用（商標が有形製品に関連するがその製品上には使用されない）が可能である。

2. 製品外使用

PEFC 商標の製品上使用以外の使用であり、特定の製品または PEFC 認証森林由来の原材料に言及しないもの。

例えば、年次報告書、持続可能性報告書、調達方針報告書上における PEFC 認証原材料を使用していることの声明、または、企業のウェブサイト上で PEFC に言及することなど。

なお、使用者グループ D に属する小売業者およびブランドオーナーは、PEFC 認証製品のプロモーションを目的としてのみ例外的に PEFC 商標を間接的に製品上使用することができる。その詳細は PEFC ST 2001:2020 「商標使用規則—要求事項」の 6.3.4.4 項に規定されている。

（参考：PEFC ST 2001:2020 「商標使用規則—要求事項」(抄)）

6.3.4.4 ロゴ使用者グループ D に属する小売業者で PEFC 認証完成品を調達し、如何なる形であれその製品に処置を加えたり、包装を変更したり、非認証製品と混合することなくその完成品を消費者に直接販売する者は、PEFC 認証製品のプロモーションを目的として例外的に PEFC 商標を間接的に製品上使用することができる。（要求事項 5.2.1 項 b を参照）その場合、下記の要求事項を遵守する必要がある。

- a) 商標使用者グループ D に関する PEFC 商標ライセンスを有する。
- b) PEFC のプロモーションラベルは、少なくとも一度は「PEFC 商標が付いた製品は、PEFC 認証品として提供することができます。」のラベルメッセージを付けて使用されなければならない。このラベルは、カタログ、パンフレット、または価格表などにおいて一般の人が PEFC 商標の趣旨を明確に理解および確認できるように、見えやすい場所に置かなければならない。
- d) PEFC 商標は、PEFC 認証品として提供される製品に隣接して置かれるカタログ、パンフレット、または製品一覧を通して組織のライセンス番号なしで使用することができる。
- e) 該当する製品は、PEFC 認証供給者のライセンス番号を添えた PEFC 商標を物理的に製品上使用しなければならない。
- f) 最初の使用に関しては PEFC 評議会または PEFC 認可団体による許可が必要であり、それ以降は PEFC 評議会または PEFC 認可団体が年次ベースで許可するか、如何なるものであれデザインの変更がある場合はその都度新規の許可を発行しなければならない。

- g) PEFC 商標は、常に本規格および他の PEFC 関連文書に従って使用されなければならない。

注意書：PEFC 商標は必ず少なくとも一度はカタログ、パンフレット、または製品一覧などに表示されるので、要求事項 6.2.5 項はこの場合は適用されない。

3. 小売業者

PEFC 認証企業から PEFC 認証完成品を仕入れて、PEFC 認証製品にいかなる形であれ、手を加えたり、包装を変更したり、製品を非認証製品と混合したりすることなく消費者に販売する主体。

第三条 PEFC 商標の所有権

1. PEFC ロゴおよび PEFC イニシャルは著作権の対象であり、PEFC 評議会が所有する国際的な登録商標である。これらの著作物の無認可使用は禁止されており、法的措置の要因となる。

第四条 商標使用者の責務

1. 商標使用者は、現行の PEFC ST 2001:2020 「商標使用規則—要求事項」および、PEFC 協議会による修正版に従って PEFC 商標を使用する責務を負う。
2. 商標使用者は、PEFC 評議会からの情報を常に更新し、PEFC 評議会による本規格の如何なる変更に対してもこれに適応する責務を負う。
3. 商標使用者は、商標使用者の身元情報に関する如何なる変更についても直ちにおよび真実に則して SGEC/PEFC ジャパンに通知する責務を負う。
4. 商標使用者は、PEFC 認証製品の調達を毎年増大するように努力する。
5. 商標使用者は、項目別にした自由形式の PEFC 商標使用の年次報告書を SGEC/PEFC ジャパンに提供しなければならない。
6. PEFC 商標が、商標使用者によって PEFC 認証製品または原材料の調達に関する公的または私的な主張のために使用された時は、上記 5 の要求事項の報告書はそれらの調達主張の証拠を含まなければならない。

第五条 SGEC/PEFC ジャパンの責務

1. SGEC/PEFC ジャパンは、商標使用者に対して、本契約書に影響する PEFC 商標使用に関わる PEFC 評議会および SGEC/PEFC ジャパンの規則や文書の変更を既知の最新電子メールのアドレス宛に通知する責務を負う。商標使用者が該当の変更に同意しない場合、商標使用者は第七条項一項の規定に従って本契約書を終了することができる。
2. SGEC/PEFC ジャパンは、当事者双方による契約書への署名から 2 週間以内に商標使用者に対して PEFC ラベルジェネレーター（作成ツール）へのアクセスを提供する責務を負う。

第六条 罰則

1. SGEC/PEFC ジャパンは、商標の無許可使用者がその無許可使用が意図的でなく、すべてのあらゆる規範的参考資料、PEFC との交信、およびあてはまる国の規制を十分に吟味してもなお回避できなかったことを証明できなかった場合は、その無許可の商標使用が関連する製品の市場価値の 5 分の 1 に相当する日本円の金額の契約違反の罰金を課さなければならない。その場合、罰金の金額は 150 万円を上限とする。
2. SGEC/PEFC ジャパンは、本契約への違反による PEFC 商標の使用に関して要求された罰金額を変更する権利を有する。その変更は、SGEC/PEFC ジャパンおよび商標の使用の間の契約において、前者が後者に宛てて書面による通達をした後 90 日後に有効となる。

第七条 契約の終了

1. 当事者の一方はどちらも既知の最新電子メールのアドレスに宛てた 3 か月前の通知によって本契約を終了することができる。
2. SGEC/PEFC ジャパンは、本契約書または PEFC ST 2001:2020「商標使用規則—要求事項」への違反の疑惑が調査された場合、その期間中に本契約を一時的に即刻取り消すことができる。
3. PEFC 商標の乱用が検知された場合、または乱用の疑惑がある場合、SGEC/PEFC ジャパンは電子メールによって PEFC が保有する既知の商標使用者の最新アドレスに宛てた文書による説明の要請および本契約書の一時解消の通知を送付しなければならない。商標使用者によるメールの受領の確認および疑われた PEFC 商標の乱用に関する SGEC/PEFC ジャパンへの説明には、該当の電子メールが送付された日から 2 週間が与えられる。一時解消は、商標使用者が疑われた PEFC 商標の乱用に関する説明を、該当案件を調査する SGEC/PEFC ジャパンに提供してから最長 1 か月間有効である。万一乱用が確認された場合、該当の一時解消はさらに 3 か月延長される。この 3 か月の間に、商標使用者は該当の乱用を解消するための措置を実行しなければならない。3 か月後 SGEC/PEFC ジャパンは実行された是正措置とその結果を調べ、契約書の一時解消の決定を覆すか、または、商標契約書を明確に終了するかを決めることができる。どちらの場合においても、SGEC/PEFC ジャパンはその決定を文書によって商標使用者に通知しなければならない。
4. 疑惑の調査の一環として、SGEC/PEFC ジャパンが第 3 者からの苦情を受けた場合、または、本契約書に違反があったことを信ずる理由を有する場合、SGEC/PEFC ジャパンは（自ら、または、代理として第 3 者への委託によって）商標使用者の業務を現場検査する権利を保持する。商標使用者は前述の検査に関わる費用およびそれに起因するその他の損害に関する責を負う。
5. SGEC/PEFC ジャパンは、商標使用者が PEFC ST 2001:2020「PEFC 商標使用規則—要求事項」が遵守されない、または、商標使用者がロゴに不名誉を及ぼすと信ずる事由がある場合は、即刻本契約書を終了することができる。
6. SGEC/PEFC ジャパンは、一時解消、または、終了が商標使用者に発生するいかなる費用または損

害に関する責務を負わない。

第八条 データの扱い

1. 商標ライセンスを発行するために、SGEC/PEFC ジャパンは商標使用者に関する幾ばくかの個人情報を収集することができる。それらの収集される情報には、担当者の氏名、電子メールのアドレス、および電話番号が含まれる。この情報は PEFC 認証制度の通常の運営のために必要である。これらは PEFC 評議会のウェブサイトおよび SGEC/PEFC ジャパンのウェブサイト上に公開され、PEFC 評議会は認証の目的に限りこれらを第 3 者と共有することができる。これらは、消費者および第 3 者による商標ライセンスの有効性および認証製品の確認など PEFC 認証制度の確実な運営のために不可欠である。
2. 商標使用者の個人データは商標ライセンスの終了期限から 5 年間公開される。その後、データはライセンスの足跡を保持するために内部データベースに保存される。要請に応じて、SGEC/PEFC ジャパンは保持する個人データに関する情報をライセンスの使用者に提供することができる。商標使用者は、この個人データにアクセスまたは検証し、いつでもこれを修正、訂正、または削除する権利を有する。商標使用者がこれらの保護権利のいずれかの行使を希望する場合、SGEC/PEFC ジャパンの info@sgec-pefc.jp に連絡することができる。
3. 本契約書への署名によって商標使用者はこのデータの扱い手順に合意する。商標使用者がこの情報の公開を望まない場合、該当ライセンスは取り消される。
4. PEFC 評議会のデータの扱いに関する更なる詳細は PEFC 評議会が提供する。

第九条 本契約書の期限

1. 使用者グループ D の PEFC 商標ライセンス契約は両者の署名によって発効し、商標使用者が第 4 条第 5 および第 6 項を履行した場合、毎年自動延長される。

第十条 法の適用および裁判の場所

1. 本契約書は日本国の法に従う。
2. 本契約書に関わる紛争、訴訟は、最終的に且つ専ら日本国の裁判所の法廷に提訴される。

二部署名

東京

日付

日付

SGEC/PEFC ジャパン

事務局長

XXXXXX 会社

商標使用代表者

SGEC 規準文書 6-2 付属書 2 PEFC 商標使用許可申請書(グループ C、D)

送信先： 緑の循環認証会議 事務局長 (PEFC 商標担当扱い)

年月日： 年 月 日

申請者： 以下の 1. のとおり。

以下のとおり、PEFC 商標の使用許可を申請します。

PEFC 商標使用許可申請書(グループ C、D)

1. 申請者の身元に関するデータ

会社・組織名		
代表者名 または 関連 部署の管理者		
住所	〒	
担当者名		
電話		FAX
電子メール		URL

グループ森林管理認証およびマルチサイト COC 認証ライセンス申請の場合、申請者は該当するグループ森林管理認証の加盟者およびマルチサイト組織 COC 認証の加盟者およびその担当者の詳細を申請書に含めなければならない。

2. 申請者の属する PEFC 商標使用者

(一つの申請につき一つのカテゴリのみ選択)

林業、木材関連産業事業体、商社 本文書「6-2」の使用者グループ C	<input type="checkbox"/> COC 認証書保有者 <input type="checkbox"/> マルチサイト組織 COC 認証の加盟者 <input type="checkbox"/> マルチサイト組織 COC 認証書の保有者
その他の使用者 本文書「6-2」の使用者グループ D	<input type="checkbox"/> その他の使用者 (小売り業者を除く) <input type="checkbox"/> その他の使用者 (小売業者およびブランドオーナー)

削除: 4.2

削除: 4.2

3. 申請手続きに関する情報と文書

認証番号 / 有効期限 (森林管理認証および COC 認証取得者のみ)	
グループ森林管理認証およびマルチサイト組織 COC 認証への加盟確認書	
前年度の木材・木製品に係る総売り上げ (日本円)	
その他の商標使用 本文書「6-2」の使用者グループ D	<使用目的、方法等>
申請手続きに必要な書類： <input type="checkbox"/> 認証書のコピー (森林管理認証、COC 認証の場合) <input type="checkbox"/> グループ認証への加盟確認書のコピー (グループ森林管理、マルチサイト組織の場合) <input type="checkbox"/> 申請に含まれるすべてのサイトのリストと各その担当者の詳細 (森林管理、COC、グループ森林管理およびマルチサイト組織) <input type="checkbox"/> その他の商標使用者は、商標の使用目的、方法等について具体的に記載する。	

削除 4.2

4. 自己宣言

私は、以下を確認いたします。

- a) PEFC 商標使用に関する SGEC/PEFC の文書を読み、これに同意します。
- b) 本申請書に記載されるデータは完全であり、真実であります。

(上記 I の代表者または管理者の署名または捺印)

SGEC 規準文書 6-2 付属書 3 PEFC 商標使用許可申請書(一回限りの使用)

送信先: 緑の循環認証会議 事務局長 (PEFC 商標担当扱い)

年月日: 年 月 日

以下のとおり、PEFC 商標の一回限りの使用許可を申請します。

PEFC 商標使用許可申請書(一回限りの使用申請用)

1. 申請者の身元に関するデータ

会社・組織名		
代表者名 または 関連 部署の管理者		
住所	〒	
担当者名		
電話		FAX
電子メール		URL

2 使用目的・方法

--	--

自己宣言

以下を確認いたします。

- a) この商標は商品上に使用しない。
- b) この商標の使用は PEFC の趣旨 (PEFC 定款) に反しない。
- c) この商標の使用に当たっては PEFC の許可を得ている旨明示する。
- d) この商標は SGEC/PEFC ジャパンのライセンス番号 (PEFC/31-01-01) とともに使用する。

(上記 I の代表者または管理者の署名または捺印)

--

書式を変更: フォント: 太字
削除: 01